

令和7年春の農作業標準賃金が決まりました

町農業委員会では、令和7年春の農作業標準賃金を決定しました。
これを標準賃金として、当事者間の話し合いで決定してください。

(※消費税込み)

| 作業名 | 標準賃金 | 備考 |
|---------|---------|-------------------|
| 一般農作業 | 10,000円 | 1日8時間労働、賄なし |
| 田植（機械植） | 8,000円 | 10a当たり（補植は依頼者が行う） |
| 荒起こし | 8,000円 | 10a当たり（機械・燃料代込み） |
| 荒がき | 8,000円 | 10a当たり |
| 代かき | 8,000円 | 10a当たり |
| 草刈り | 2,000円 | 1時間当たり（機械・燃料代込み） |
| 畔つけ作業 | 80円 | 1m当たり（機械・燃料代込み） |

なお、ほ場整備済み田とし、ほ場条件によっては双方で協議してください。

【問合せ】町農業委員会（電話 72-2103）